

柔道整復師国家試験改善検討委員会報告書

令和2年3月10日

1 はじめに

柔道整復師国家試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について評価するものであり、昭和 63 年（1988 年）に柔道整復師法の改正が行われ試験の実施者が厚生大臣（現厚生労働大臣）となり、平成 5 年（1993 年）に第 1 回の試験が実施されて以来、毎年継続的に実施され、柔道整復師の質を担保するための重要な役割を担ってきた。

国家試験は、国民に安全な医療を提供するものとしての質を保つため、また年々変化する医療環境や社会情勢に対応するため、継続した見直しを行っていくことが求められている。柔道整復師国家試験は、平成 15 年（2003 年）に本国家試験改善検討委員会が設置されて以降、平成 16 年（2004 年）、平成 22 年（2010 年）に出題基準の見直しが行われた。更に、近年の医療に係る変革に伴い、平成 26 年（2014 年）から試験問題の改訂に向けて、必修問題のあり方、一般問題の出題比率等の改善事項についての検討を開始していたところ、平成 28 年（2016 年）10 月に厚生労働省の「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」報告書によりカリキュラムの追加等の提言が行われたことを受け、柔道整復師国家試験改善検討委員会等で検討を重ね、受験生の負担を軽減するため、出題基準は必修問題の出題内容の変更を中心とした第一次改訂、カリキュラムの追加等に対応した第二次改訂と二段階で実施する方向とした。

平成 30 年（2018 年）3 月に必修問題の見直しを中心とした第一次改訂の出題基準を公表し、このたび追加カリキュラムへの対応等を含めた第二次改訂の検討を行った。

2 具体的な改善事項

本検討委員会では、平成 30 年（2018 年）3 月の第一次改訂をもとに、平成 28 年（2016 年）10 月に出された「追加等カリキュラム」に対応した出題基準の追加、柔道整復師国家試験の更なる質の向上を図るために、柔道整復師が扱う外傷の鑑別に必要な総合的・基本的な思考力や適切な判断力を評価する臨床実地問題の増加などについて検討を行った結果、以下のとおり意見を取り纏めたので報告する。

（1）「追加等カリキュラム」への対応について

追加等カリキュラム	出題分野
① 高齢者の生理学的特徴・変化 (専門基礎分野)	生理学 病理学概論 リハビリテーション医学
② 競技者の生理学的特徴・変化	生理学

(専門基礎分野)	
③柔道整復術の適応(専門基礎分野)	整形外科学
④職業倫理(専門基礎分野)	必修問題
⑤社会保障制度(専門基礎分野)	必修問題
⑥外傷の保存療法(専門分野)	柔道整復理論
⑦物理療法機器等の取扱い(専門分野)	柔道整復理論
⑧柔道整復術適応の臨床的判定 (医用画像の理解を含む)(専門分野)	柔道整復理論
⑨高齢者の外傷予防(専門分野)	柔道整復理論
⑩競技者の外傷予防(専門分野)	柔道整復理論

(2) 臨床実地問題数について

柔道整復師としての問題解決能力を問う臨床実地問題の出題については、第一次改訂で20問(「柔道整復理論」は15問)程度に増やしているが、今回の第二次改訂では、25問(「柔道整復理論」は20問)程度に増やすこととする。

(3) 事後評価委員会の設置

第三者的立場から試験問題が適性であったか評価を行うため、2022年3月実施の国家試験から導入することを目指し、準備等を進めることとする。

3 課 題

(1) 必修問題について

必修問題は2020年版にて大幅に刷新した基準であり、大・中・小の項目立てや出題範囲等について、継続的に検討をすることとした。

(2) 出題範囲について

- ①一般臨床医学では、主要な疾患の捉え方やまとめ方について、今後も継続した審議が必要である。
- ②外科学概論については、柔道整復師が知っておくべき範囲について継続した審議が必要である。

(3) 試験問題の振分けについて

災害等により午前、午後のいずれかの試験実施や採点ができなくなった場合を想定し、午前または午後の解答のみで採点を行えるようにすべきか今後の課題とした。

4 実施時期について

本検討委員会での報告を踏まえ、柔道整復師国家試験出題基準を改訂し試験を実施していくこととなるが、各学校及び養成施設、受験生の周知期間を考慮し、令和4年（2022年）3月の国家試験から実施していくこととする。

5 おわりに

国民の負託に応じ得る資質の高い柔道整復師を今後とも確保できるよう、今回の試験制度の改善が実効を伴ったものとなるため関係各位の一層の努力と協力を期待する。

柔道整復師国家試験改善検討委員会名簿

就任期間（平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日、
平成 29 年 5 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日、
令和元年 5 月 20 日～）

	氏 名	所 属
委員 長	相 澤 好 治	北里大学名誉教授
委 員	碓 井 貞 成	（公社）全国柔道整復学校協会会長 （平成 31 年 3 月 31 日まで）
	金 森 篤 子	（公財）柔道整復研修試験財団理事
	釜 菴 敏	（公社）日本医師会常任理事
	工 藤 鉄 男	（公社）日本柔道整復師会会長
	櫻 井 康 司	（一社）日本柔道整復接骨医学会会長
	谷 口 和 彦	（公社）全国柔道整復学校協会会長 （令和元年 5 月 20 日より）
前委員長	松 下 隆 内 西 兼一郎	総合南東北病院外傷センターセンター長 （元）柔道整復師試験委員会委員長 （平成 29 年 9 月 1 日まで）

（所属は就任時のものである）

（委員：五十音順）

柔道整復師国家試験改善検討準備委員会名簿

就任期間（平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

氏名	所属
塩川 光一郎	アジア日本語学院 校長
西村 慶太	帝京大学 整形外科 教授
仁田 善雄	医療系大学間共用試験実施評価機構 研究部長
樋口 毅史	日本体育大学 保健医療学部 講師
深井 伸之	東京都柔道整復師会 専務理事
船戸 嘉忠	米田柔整専門学校 副校長
細野 昇	呉竹医療専門学校 校長

（所属は就任時のものである）

（委員：五十音順）

出題基準検討委員会委員名簿

就任期間（平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日、
平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

	氏 名	所 属
委員長	米 田 忠 正	（公社）全国柔道整復学校協会副会長
副委員長	成 瀬 秀 夫	東京有明医療大学保健医療学部教授・ 保健医療学部長
委 員	谷 口 和 彦	（公社）全国柔道整復学校協会理事 （平成 30 年 6 月 30 日まで）
	長 尾 淳 彦	（公社）日本柔道整復師会理事
	廣 岡 聡	（公社）全国柔道整復学校協会理事 （平成 30 年 8 月 28 日より）
	船 戸 嘉 忠	（公社）全国柔道整復学校協会試験委員会 委員
	細 野 昇	（公社）全国柔道整復学校協会理事
	三 橋 裕 之	（公社）日本柔道整復師会理事
	森 川 伸 治	（公社）日本柔道整復師会理事

（所属は就任時のものである）

（委員：五十音順）